

防風保安林の松枯れ対策に関する意見書

私たちが生活している福岡県玄界灘、響灘に隣接している沿岸地域では、臨海地域特有の海から吹きつける強風や潮風、海砂の飛散を防ぎ、農作物や住宅、道路など人々の生活を守る防風保安林として、多くの松が植わっている。

これまでも数度にわたる植林や除伐などの手入れが継続的に行われ、多くの人々が松林の保護に携わってきたが、管理が行き届かないことで広葉樹が繁茂するなど、松にとっての生育環境はだんだん悪化してきた。さらに近年では、松くい虫による松枯れの被害が著しく増加し、一部では松林が壊滅的な状態となっている。

国の機関である福岡森林管理署においては、薬剤の散布など様々な松枯れ対策を講じていただいているところであるが、玄界灘、響灘に隣接した福岡県内自治体における松枯れ被害は、平成22年度には7,570㎡が、平成23年度は12月末現在で12,954㎡が確認されており、その被害は年々増大している状況である。

このような松林の危機的な状況を改善し、先人が培った貴重な財産である松林を良好な状態で未来へ引き継ぐため、国においては下記の対策を早急に講ずるよう強く要望する。

記

- 1 松枯れが大量に発生した原因について早急かつ緻密に分析をし、それに対する対策を講じて、これ以上の松枯れを防止すること。
- 2 現存する松の中で潮害を防ぐのに大きな役割を発揮する高木については、そこまで成長するのに数十年の年月を要することから、樹幹注入を行い優先的に松枯れ被害から守ること。
- 3 既に枯れてしまった松については伐採し、周辺部に松枯れが広がらないよう林外へ運び出して適切な処理を行うこと。
- 4 松枯れが集中的に発生している地域では、松苗の植樹を行うなど防風保安林の機能を損なうことがないよう松林を復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成24年3月26日

福岡県糸島市議会